

令和2年度三鷹市幼稚園等保護者補助金等について

三鷹市では、幼児教育の普及充実を図るため、私立幼稚園等にお子さんを通園させている保護者の方に、保育料等の一部を補助しています。本資料では大まかな制度についてのみご説明します。詳細は入園後に各園を通じてご案内しますので、そちらでご確認ください。

1 入園料補助金（入園年度のみ）

38,000円（所得制限なし。園児1人につき1回限り。6月頃に園から申請書類を配布します。）

2 幼稚園の利用料の無償化について

■新制度に移行していない園 … 「施設等利用費」を受けられます

従来の就園奨励費補助金に代わる制度で、月額25,700円を上限に保育料・入園料を無償化する補助制度です。

【現物給付の場合】市は施設に補助を行うため、保護者は予め補助額を差し引いた保育料等を施設に対して支払います。

（例）保育料が月額27,000円の場合 | 施設等利用費25,700円を差し引いた1,300円を施設に対して支払います。

【償還払いの場合】今までどおり施設に対して保護者が保育料等を支払い、あとから市が保護者に補助金を交付します。

（例）保育料が月額27,000円の場合 | 27,000円を施設に支払い、あとから25,700円の補助が市から支給されます。

■新制度に移行している園 … 利用者負担額（保育料）が0円になります

市民税の所得割課税額によって月額0～25,700円の間で決定していた保育料が、所得に関係なく一律0円となります。

3 保育料等補助金（月額）（市民税の課税額により補助額が変わります。）

25,700円/月を超える保育料や特定負担額、その他の納付金（※低所得世帯等に限る）について、補助を行います。

【現物給付の場合】市は施設に補助を行うため、保護者は補助額を差し引いた保育料等を保護者が施設に対して支払います。

【償還払いの場合】今までどおり施設に対して保護者が保育料等を支払い、あとから市が保護者に補助金を交付します。

市民税の所得割課税額（補助基準額）による階層区分		第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯 第2階層のうちひとり親世帯等	10,900円	10,900円	10,900円
2	市民税非課税・所得割非課税世帯 第3階層のうちひとり親世帯等	7,900円	10,900円	10,900円
3	市民税所得割課税額77,100円以下 （年収目安360万円以下）	6,500円	6,500円	10,900円
4	市民税所得割課税額211,200円以下 （年収目安680万円以下）	6,500円	6,500円	10,300円
5	市民税所得割課税額256,300円以下 （年収目安730万円以下）	6,500円	6,500円	9,700円
6	第5階層以上の世帯	6,500円	6,500円	6,500円

※第2子以降の多子計算の算定対象となるのは、原則として小学校3年生までの兄・姉となります。

※ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、生活保護法に定める要保護世帯等を指します。

4 給食に対する補助（該当者のみ）

以下に該当する世帯で給食のある園に通う場合は、1食あたり300円、月額6,000円を上限として給食費の補助を行います。

・市民税所得割課税額77,100円以下（年収目安360万円以下）

・所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども（算定対象となるのは、原則として小学校3年生までの兄・姉）

5 預かり保育に対する補助（該当者のみ）

共働きなどで「保育の必要性」がある場合には、「認定」を受けることにより、預かり保育の利用料の補助が受けられます。

利用日数×450円（ただし、月額上限を11,300円とする。また、満3歳児クラスは非課税世帯を除き対象外。）

（例）1回600円の預かり保育を月20日利用 | 450円×20日=9,000円の補助で、実質3,000円の負担となります。

（例）1回300円の預かり保育を月10日利用 | 300円×10日=3,000円の補助で、実質負担なしとなります。

補助金の詳細や申請方法等は、入園後に各施設を通してご案内いたします。
なお、すべての補助金は実際の納入額を限度として支給するものです。

三鷹市子ども政策部子ども育成課私立学校・幼稚園係
☎0422-45-1151（内線2738・2739）